外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石川雄太が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

東京都品川区南大井六丁目二四番一四号七〇四号室

Ｂａｏ Ｖｉｅｔ Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ ｓｅｒｖｉｃｅｓ ａｎｄ Ｔｒａｄｉｎｇ Ｏｎｅ－Ｍｅｍｂｅｒ Ｃｏ．，Ｌｔｄ．

日本における代表者　石川　雄太

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるトゥルモンド・フレデリックが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

東京都豊島区東池袋二丁目六二番八号一一階

ＨＵＭＡＮＯＩＤＳ,ＩＮＣ.

日本における代表者　トゥルモンド・フレデリック

任意清算公告

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散し、行政書士法第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

東京都台東区花川戸一－七－五

大江戸行政書士法人

代表社員　細井　聡

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年九月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＷＬＪＭＦ１特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十二日

掲載頁　四十七頁（号外第二四七号）

令和七年九月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＷＬＪＭＦ２特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億四、七一五万円減少し、金二七億四、一三五万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年十月三十一日です。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年九月十日付官報の号外第二〇四号六十二頁に掲載されています。

令和七年九月二十四日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ

税理士法人内

グリーンフォレスト特定目的会社

取締役　出澤　貴人

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇九頁（号外第八十一号）

令和七年九月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　エチゴ特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月十七日

掲載頁　六十七頁（号外第九号）

令和七年九月二十四日

東京都中央区銀座二丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

Ｄｉｏｎｙｓｕｓ特定目的会社

取締役　中村　武

訂正公告

令和七年八月二十七日（号外第一九三号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告の乙の住所「東京都港区西麻布一丁目一〇番二号」とあるは「東京都港区西麻布三丁目二四番二〇号」、決算公告の乙の住所「東京都港区西麻布一丁目10番２号」とあるは「東京都港区西麻布三丁目24番20号」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月二十四日

東京都渋谷区広尾五丁目四番一六号ＥＡＴ ＰＬＡＹＷＯＲＫＳ

（甲）ＳＡＬＴ　ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社

代表取締役　井上　盛夫

東京都港区西麻布三丁目二四番二〇号

（乙）ソルトクチュール株式会社

代表取締役　井上　盛夫

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年九月十八日（号外第二百九号）公布政令第三百二十六号（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令）（印刷誤り）	四	下一四～一五	行頭をそれぞれ一字下げる。	